

聖籠町告示第四十八号

聖籠町要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年五月三十日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号を削り、同条第三号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

この告示は、告示の日から施行する。